

富山県国民健康保険運営協議会運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、富山県国民健康保険運営協議会条例（平成29年富山県条例第2号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、富山県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第2条 条例第5条第1項の規定により、協議会を招集しようとするときには、あらかじめ開催の日時及び場所並びに審議事項を委員に通知しなければならない。

（会議の公開）

第3条 協議会の会議は、傍聴の方法により公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、会長は、協議会の会議に諮り、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第7条各号のいずれかに該当すると認められる事項について審議等が行われる場合
- (2) 会議を公開することにより、運営協議会の公正又は円滑な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

（議事録等）

第4条 会議を開催したときは、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する委員2人がこれに署名しなければならない。

（書面による議事）

第5条 会長は、やむを得ない理由により協議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。

（細則）

第6条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成29年3月 日（決定の日）から施行する。

富山県国民健康保険運営協議会傍聴規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、富山県国民健康保険運営協議会運営規程（平成29年3月 日 制定）第6条の規定に基づき、富山県国民健康保険運営協議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴人の決定等）

第3条 一般席の定員は、会長が、あらかじめ定める。

- 2 会議の傍聴を希望する者は、受付で必要な事項を記入し、係員の指示に従って入室しなければならない。
- 3 傍聴人の決定は、受付の順序に従うもの（先着順）とし、定員になり次第、終了する。

（傍聴席に入場することができない者）

第4条 次の各号に掲げる者は、傍聴席に入場することができない。

- (1) 決定した傍聴人以外の者
- (2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。

（写真、映画、テレビ等の撮影及び録音の禁止）

第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

（秩序の維持）

第7条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は厚生部厚生企画課医療保険班長その他のあらかじめ会長が定める職員（以下「傍聴事務職員」という。）に指示させることができる。

- 2 会長は、前項の指示をし、又は傍聴事務職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(実施細目)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、その都度、会長が定める。

附 則

この規程は、平成29年3月 日（決定の日）から施行する。

傍 聴 要 領 (案)

富山県国民健康保険運営協議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開催30分前から予定時刻までに、受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行います。したがって、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を希望する場合は事前に申し出ること。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

<参考>

○富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号） 抜粋

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令若しくは他の条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が規則で定める職にある職員である場

合その他公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

- (5) 県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (6) 県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地

- 方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ